

保税地域（KB）の IT 在庫管理に関する規定の概要

財務大臣規程 2018 年第 131 号 (No. 131/PMK. 04/2018)	関税消費税総局長規程 2018 年第 19 号 (PER-19/BC/2018)	関税消費税総局公式見解 2019 年第 229 号 (ND-229/BC. 03/2019)
<p>(第 15 条) 保税地域事業者または保税地域内事業者兼保税地域管理者 (PDKB) (以下、「事業者」) は、以下の義務を負う。</p>	<p>(第 19 条) 左記 c. 「貨物の出入りを管理 (IT 在庫) するための情報技術の活用」は少なくとも以下の基準を満たすこと</p>	<p>関税消費税総局に IT 在庫管理支援班を置き、事業者の IT 在庫管理の状況、特に IT 在庫管理システムが会計情報システムのサブシステムになっているかの調査を行った上で、改善が必要な事業者に対して支援・指導を行う。</p>
<p>(関連項目のみ抜粋) c. 関税消費税総局および税務局による監査のためのアクセスが可能な、会計情報システムのサブシステムとして貨物の出入りを管理 (IT 在庫) するための情報技術の活用 j. 会計監査報告書または年次財務諸表を所轄税関長に提出 k. 年 1 回、保税地域便宜による経済的影響にかかる報告書を所轄の税関長に提出</p>	<p>a. 財務諸表作成に利用する会計情報システムとは統合されていないサブシステムであること b. 関連の保税地域内部管理システムを継続的かつリアルタイムで利用できること c. 少なくとも、貨物の出入り、調整、残高にかかる情報を含んでいること d. 関税消費税総局および税務局によるアクセスが可能で、かつ以下の内容を含む報告書の作成ができること 1. 貨物の入に関する情報 (品名、数量、型番、日付、HS コード、保税地域での実地棚卸活動記録等) 2. 貨物の出に関する情報 (品名、数量、型番、日付、HS コード、保税地域での実地棚卸活動記録等) 3. 原材料、補助材料、仕掛品、生産実績、資本財、研究開発目的の製品、燃料、事務機器および製造プロセスの残り部分の変化についての説明報告書 e. ユーザの活動を検証できるよう、記録を残すこと f. 貨物の追跡 (トレーサビリティ) を行えること g. アクセス権を付与された者だけが記録を行えるようにすること h. アクセス権を付与された者だけが記録やデータの変更を行えるようにすること i. 通知の種類、番号、日付に関するデータを含めることによって、通関書類との関連性を説明できるようにすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関税消費税総局から税関事務所および事業者等へ、IT 在庫管理状況の調査を行う旨を通知 (2019 年 3 月) ● 事業者の IT 在庫管理状況を識別 <ul style="list-style-type: none"> a) 1 つの会計情報システムを有し、IT 在庫管理がその一部 (サブシステム) を成す b) 会計情報システムと IT 在庫管理システムを有し、両者は統合しており同じ情報源を利用して貨物の出入りを記録 c) 会計情報システムと IT 在庫管理システムを有するが、両者は独立し、別々の情報源で貨物の出入りを記録 d) 貨物の出入りの記録に IT 在庫管理システムを利用しており、その他は手書き、または EXCEL 等で記録 ● IT 在庫管理状況識別結果 (上記 a) ~d)) を関税消費税総局通関便宜供与局長へ報告 (2019 年 4 月 1 日まで) ● 識別結果が上記 c) または d) の事業者に対し、税関は 4 月から 11 月にかけて、以下の手順で支援・指導 <ul style="list-style-type: none"> ① IT 在庫管理の現況、および改善すべき点について説明 ② 一定の期限までに IT 在庫管理状況が改善されない場合、制裁措置として事業者免許を凍結する旨を説明 ③ 事業者が期限内に IT 在庫管理状況の改善を行うための誓約書の発行を支援 ④ 2019 年 4 月から 11 月まで、事業者に対し支援および指導を行い、週次でモニタリングを継続 ● 期限 (2019 年 11 月 30 日) までに IT 在庫管理状況が改善されない場合、保税地域事業者免許を凍結